

運に参加して今後の発展を期する上において、当然必要なことであるのみならず、昨年締結されました、日本国とおいても、実行可能な最短期間に内に、且つ、平和条約の最初の効力発生後一年以内に、正式に加入する意思を有する旨を表明しているのであります。従つてこの新条約の規定に基いて国内法即ち、船舶安全法及び関係法令を改正することが必要となつたものであります。

新条約によつて改訂されました点は、相当範囲に亘つておりますが、その要点を申し上げますと、

第一は、本条約の適用範囲は、航海の安全に関する事項がすべての航海する船舶に適用される以外は、原則として国際航海に從事する旅客船及び総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船を加え、これらの船舶につきましては、無線電信に代えて無線電話を施設し得ることの規定を加えたことと、船舶検査に関しまして条約中の「各國政府は船舶検査を、この目的のために指名した検査員に委任することが可能である」として、関係政府は検査の実施と規定されております趣旨に従つて、任務を強化する意味におきまして、

第二は、建造關係につきまして、旅客船に対し、損傷状態における船舶の復原性に関する新しい規定が追加されることであります。

第三は、電気設備、防火構造について新たに規定されたことと、復原性試験の強制及び消防設備の規定の適用が貨物船にも拡大されたことであります。

第四は、無線方位測定機の備付を要する船舶の範囲の拡大と、救命信号及び敷類、危険物の運送に関して新しく規定が設けられたことであります。

大体以上の通りでありますが、このうち現行船舶安全法の体系におきまし

ては、法律の改正を必要とするものは、無線設備に関する事項のみであります。まして、その他は技術問題として省令をもつて規定されている事項でありますので、この法律の改正終了後、別途これら省令の改正をしなければなりませんと、

次に改正法律案の要点を申し上げますと、

新しく無線電信を施設することを要する船舶として、国際航海に從事する総トン数五百トン以上千六百トン未満の貨物船を加え、これらの船舶につきましては、無線電信に代えて無線電話を設置し得ることの規定を加えたことをと、船舶検査に関しまして条約中の「各國政府は船舶検査を、この目的のために指名した検査員に委任することが可能である」として、関係政府は検査の実施と規定されております趣旨に従つて、任務を強化する意味におきまして、

第三は、電気設備、防火構造について新たに規定されたことと、復原性試験の強制及び消防設備の規定の適用が貨物船にも拡大されたことであります。

第四は、無線方位測定機の備付を要する船舶の範囲が拡大されたことであります。

第五は、救命信号及び敷類、危険物の運送に関して新しく規定が設けられたことであります。

第六は、現行船舶安全法の体系におきましては、法律の改正を必要とするものは、無線設備に関する事項のみでありますので、この法律の改正終了後、別途これら省令の改正をしなければなりませんと、

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求める件を議題としたします。改正法律案の要点を申し上げますと、

○國務大臣(村上義一君) 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求める件につきまして、提案理由を御説明申上げます。

運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、海上保安庁の燈台部は、燈台局として運輸省の附屬機関となりますが、その事務を分掌されることは、無線電信に代えて無線電話を設置いたしまして、航路標識業務の円滑な運用を図る必要が生じて参つたのであります。

地方自治法第百五十六条第五項の規定によりますと、「航路標識」は承認を要しないであります。しかし、燈台管理部はこれに含まれないので、同法同条第四項の承認を要することとなるのであります。

○前之園喜一郎君 前回第六条の第一項第一号について質問をいたしておりますが、これに関する研究の上でお答えがござりますので、その事務を分掌されため、地方機関として燈台管理部を設置いたしまして、航路標識業務の円滑な運用を図る必要が生じて参つたのであります。

○前之園喜一郎君 只今御質問のございました第六条第一項について、執行猶予の期間が満了した場合どうぞ解説するかといふことになります。この点につきましては昨日私が御答弁申上げましたのは間違いでございました。執行猶予の期間が満了すればそれは無罪となりますので、それがこの点につきましては昨日私が御答弁申上げましたのは間違いでございました。執行猶予の期間が満了すればそれがこの点につきましては昨日私が御答弁申上げましたのは間違いでございました。執行猶予の期間が満了すればそれは無罪となりますので、それがこの点につきましては昨日私が御答弁申上げましたのは間違いでございました。

○前之園喜一郎君 次に第十六条の標準運賃のことについて少し承わつて置きます。一昨日の御答弁の中で、標準運賃は大体二割乃至三割くらいの中を持たせるつもりであります。何ら増加するものではないことを申添えます。

以上簡単ながら提案理由を御説明申上げます。何ぞ慎重御審議の上速かに御承認あらんことを御願いいたします。

○前之園喜一郎君 現在の状況において木船運賃と陸上運賃あるいは鉄道、ト

○委員長(山縣勝見君) それでは次に

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山縣勝見君) 本件に関しましては質疑は次回に譲りたいと思いまして、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと認めます。

○委員長(山縣勝見君) 本件に関しましては質疑は次回に譲りたいと思いまして、御異議ございませんか。

○前之園喜一郎君 本件に関しましては質疑は次回に譲りたいと思いまして、御異議ございませんか。

○政府委員(岡田修一君) さように考へて運用いたしたいと考えております。

○政府委員(岡田修一君) これは運輸審議会に譲つてきめた上でありませんか。或いは又これを高くするとか安くするとかということになるのかどうかということをお伺いいたします。

とができないと思いますが、この現在の大六六十円そのものが標準運賃になるとは考えておりません。併しこの現在の標準運賃というのは、現在実行されておる運賃が、標準運賃を実施されたからといつて直ちに影響が来ると、こういうふうにも考えておりません。

昨日ちょっと申上げましたように、一応原価計算その他からいたしますと、まあ七百五十円乃至八百円くらいのところが出るのじやないかと、いう推定をしておるわけであります。先ほど言いましたように、それから二割或いは三割の開きができる、直ちに政府として措置をとるということは考えていないわけあります。従つてこの実際実行されている運賃がすぐにそれで影響するということはない、と思いま

○前之國喜一郎君 大体の標準を七百

五十円乃至八百円にするつもりだと、まあこれは運輸審議会の決定がどうな

るかわかりませんが、当局の御方針は

そういうことであると現在よりも百数

十円高くなるわけですね。従つて陸上

運賃よりも非常に高くなる、こういう

結果になるわけですが、その通りですか。

○政府委員(岡田修一君) その標準運

賃がそのまま荷主側、それから木船業者側で受入れられて実行されると、そ

ういうことに相成りますが、実際は荷

主と木船業者の間の取引ができるわけ

であります。御承知のように、荷主側

の力といふものは木船業者に比べまし

て格段の力があります。従つてそうい

うふうな標準運賃を設定したからとい

つて、直ちにこの運賃を引上げるとい

うふうには考えておりません。ならな

いだらうと想定しております、で、この点につきましては石炭協会、それから通産省とも十分打合せをしております。石炭協会のほうでもその点について懸念なしと、こういうことで完全な了解に到達いたしておるような次第であります。

○前之國喜一郎君 標準運賃というも

のはこれは全く標準であつて、実施は

されないということであると、標準運

賃をきめる効果というものは殆どな

いということになるのじやないか。或

いは政府当局、あなたがたのほうで標

準運賃そのものの運賃を取る、或いは

準運賃をおさめになるという目的的も

は、標準運賃に近いもの、或いは標

度であろう、むしろ乗組員が家族船

員その他の関係上、十分給料その他を

償うことすらできない運賃ではない

か、かように考えております。

○政府委員(岡田修一君) 私どもの考

えでは四百円程度の運賃では機帆船業者は漸く運航経費が償えるか償えない

程度であろう、むしろ乗組員が家族船

員その他の関係上、十分給料その他を

償うことすらできない運賃ではない

か、かように考えております。

○前之國喜一郎君 具体的な数字につ

いてお尋ねしたいと思うのですが、今

石炭を例にとって一トン一マイル当り

運賃がどのくらい、というものが標準

によつて運賃を取るのじやないの

だ、荷主と木船業者との間の協定によ

つておるのだ、そういうことになれば

運賃をきめる必要は全然ない

が、標準運賃を取るのじやないの

だ、荷主と木船業者との間の協定によ

つておるのだ、そういうことになれば

言えば国の生産といふものを非常に銷かせることになる。例えば北海道から東京、横浜等に木材をたくさん持つて来ると、御承知のように運賃が非常に高い。だから結局持つて来て損をするというような結果になるのだが、船で持つて来ると運賃が安く、そうして安いに扱われるということによつて、初めてこの木船輸送といふものが利用され発達されるということになるのじやないかと思うのですね。単にこの木船業者を保護することによつて、一般の産業輸送その他に対する影響に悪い結果を及ぼすということになれば、私はこの法律は却つて逆効果ではないかと思うのでござりますが、そういうことを私は懸念するので、昨日来しつこくこのことを言つておるわけなんですがね。標準運賃をきめるのにはそれらのことを十分考えられて、少くも私は陸上輸送の運賃よりも海上輸送運賃のほうが安い、木船輸送運賃のほうが安いということにならなければ、利用率も少し又効果もないのじやないか。弱い船主を助けるために標準運賃を高くするという考え方は是正してもらいたい、こういうように私は考えるのであります。

げは認められておるわけでございま
す。その点まあ集荷上の競争における
不利をこれによつてもたらすということ
とは私はないとかよろに考へておるの
であります。なお又不当なる、機帆船
に非常にあり勝ちな、不當に運賃を叩
かせるということをこれによつて少し
でも防ぎたいというのが狙いであります
す。

○前之國臺一郎君 それでおつしやる
ようなことがあります、この中に、
第十八条その他で今後、「取引が木船運
送事業の健全な発達を阻害する」とい
うようなことによつて罰則もあるので
すから、単に標準運賃だから勝手にど
うやつてもいいということにはならな
いのですね。やはり相当の罰則もこの
条文の中にはあるのですからね。

○政府委員(岡田修一君) これは不当
な運賃を実施している、それに対して
運輸大臣がその不当な運賃を是正しろ
といふ勧告をした場合だけでございま
す。従つてその不当な運賃で……、不
当な運賃の程度にならない限り何ら拘
束を受けない、その不当な運賃である
かどうかはその航路の実情、それから
輸送機関の運賃の実情、こういうもの
を考え、関係者の意見を十分聞いてき
めたい、かように考えております。

○前之國臺一郎君 この法律案はこれ
は議員提案であつて、あなたのほうに
責めるのは少しそ見当違ひだという感じ
がするのですが、ただこれを実際実施
するのはあなたがたの仕事で、いつもあ
なたがたが矢張りに立つて御答弁なさる
のだろうと思うのですが、本当はあな
たがたが答弁する必要はないのです。
ここに提案者の代表者が来ておるのに
知らん顔している。實におかしいこと

だけれども、あなたが御答弁になつてから私がこうして質問するわけなんですがね。それでもう一つお聞きしたいのは、運輸大臣が不当な運賃であるものだというふうに認めて勧告するという場合ですね。今の質問で、あなたはトン六百六十円だつたら相当だと言われるわけですね。併し標準運賃は八百円くらいにする。つまり最後の決定は審議会できまるのでございましょうが、その場合に四百円或いは四百五十円ではこれは不當になるのですか、ならないのですか。それからもう一つそれで實際においてコストを割るのか割らんのか。

○政府委員(岡田修一君) 大体若阪運賃で八百円程度、それからそれに対しましてそこに考慮を入れなければなりませんのは、帰り荷をどの程度にするか、大阪から若松へ帰ります折に或る程度の荷物を運ぶ、その荷物をどの程度見るかということによつて多少そこまで見くらべると思います。

○前之園喜一郎君 もう一つ。今石炭のお話ですが、木材について一つお教えを願いたいと思いますが、北海道から横浜に木材を持つて来る。この場合に陸上運賃とこの木船運賃とどうなりましよう。

○政府委員(岡田修一君) 北海道から内地までの機帆船の運賃はちよつとわかりかねるのでござりますが、汽船運賃について見ますと、北見東京間、これは室蘭経由といしまして、鉄道は二千五百九十一円でございます。それから海上はそれに対しまして、港頭料までの鉄道運賃は八百六十六円、海上までの鉄道運賃が三千三百二十四円でございます。それに対して更にポート・チャージ、荷役費その他が七百九十九円、約八百円かかります。合せて二千九百八十五円、海上のほうが高いことになります。

○前之園喜一郎君 どのくらい高いですか。

○政府委員(岡田修一君) 大体四百円程度高くなります。従つてこれはまあ北海道から出る荷物の一般的な姿でござります。で荷物が鉄道のほうに流れ行きました、海上のほうは相当輸入額が余つておりますのに、陸上のほう

おは運賃で困っている、こういう状況でございます。従つて今問題になつておりますのは、この海上で運んだ場合の運賃その他の諸掛りと、陸上で運んだ場合の諸掛りの差を国費で以てでも補助してでも北海道の荷物を海上に流したらどうか、こういう議論が出ている現状でございます。まあ運賃 자체としては海上のほうが半分程度でございますが、港頭までの鉄道運賃とボート・チャージのために海上のほうが高くなつてゐるという実情でござります。

六

大分違うが……。それからもう一つお伺いしたいと思いますのは、この法案の一番狙いどころは、勧告と同時に助長だと思います。それで中心にならぬ問題は、先ほど前之園さんがお話に

なかろうかといふうことになつて、標準運賃ということに決定いたしましたわけあります。

度の問題じやないか、その程度で暫く見送つて置こう、こういうお考えなら結構だと思うのです。

りますし、又経済情勢もありますし、又貨物の種類等によつても違うでしょ
うし、いろいろ困難な点があるだらう
と思います。標準運賃というものは、
どうもいろいろ承つてみますと、
勧告をしてからあとは強制力が出るよ
うですが、それまでは何か生ぬるいぼ
やつとしたようなことだと思うのです

が、それで先ほどから前之園さんの御質問があつたわけであると思ひます
が、何かそのほかにちよつと私ども考
えて、最高運賃と最低運賃くらいの巾
をとつたものをきめて、その情勢に応
じて然るべくやつて行く、一面荷主を
拘束すると同時に又業者も監督をす
る、こういうような考え方をなさつた
かどうか、「一應そういうことをお考え
に入れておられたかどうか」ということ
をお尋ねしたいと思います。

O 高木正夫君 それは非常に生ぬるいと思う。併しその代り効力としてはいろいろ交渉の際の根拠があるという程度の問題じやないか、その程度で奮闘して貰つて置こう、こういうお考へなら見送つて置こう、結構だと思うのです。

O 政府委員(岡田修一君) 只今提案者から個別説明があつたように、まあ私どものほうといたしましても、この法案どもが提案されるに当りまして、果して標準運賃が適当であるかどうかといふことをいろいろ検討さして頂いたのであります。考え方の方法といたしましては、最高運賃或いは最低運賃、最高運賃になりますと從来の②のような形になりますし、又最低運賃というのではアメリカあたりでは満船物を契約して運ぶコントラクト・キャリアーについてそういう最低運賃制をとつておられます。併し機帆船にそういう最低運賃制をとりますと、実際はその最低運賃が強制運賃のようなことになりますて、そこに全部運賃が落着いてしまう。そうするとそれに対する違反者が出て、曾つての公定運賃と同じように違反の続出になりはしないか。却つて法の遵奉と、いうものができなくなる危険がある。先ほど高木先生のおつしやられ言いますと、そういうものすら必要であるというのが木船業の実情でございました。普通の経済取引観念から見ますと、非常に奇異の考え方を持たれるかたが多いかと思ひますするが、木船業

とそれから回漕料というものは別個ものになるわけでございます。
○小野哲君 私から二三の点で伺いたいと思うのですが、御答弁は提案者も政府当局でもどちらでも結構です。ただこの法律ができた以後におい執行される事柄に関連することは政局から御答弁を願いたいと思います。

先ず第一は、この法律案を拝見して、輸送秩序が非常に紊乱しておる従つて適正規正を加えて行くと趣旨については、私も全然御同感であります。問題は運賃の問題になるで、これは先ほど来いろ／＼同僚議員の方々から御意見も出ておりましたので、私も一応は標準運賃或いは、標準料金制度でやつて行くことがよいかどうかと思つております。ただ問題にはやはり業者の団体もあるわけでありますので、従つてこの法律に基づいて、運輸大臣が勧告権を持つておるわけであります。同時に木船運送業者には運送業者団体もあるわけでありますので、従つてこの法律において、業界団体において、運賃を適正な運営と申しますか、そういうことについてこの種業者団体が明確に勧告権を運輸大臣が持つておる場合において、業界団体において、運賃を適正な運営と申しますか、そういうことについてこの種業者団体が明確に与し得るような途を考えるべきではないかろうか、ただこの場合において事業者団体法との関係もあるうかと思ふが、頂きました資料によりますと機帆船組合等も各地区にあるようになりますので、運賃の適正実施に問題連してこの種組合団体等の将来におけるあり方というものについてどんなふうにお考えになつておるのですか、この点を先ず伺いたいと思います。

○衆議院議員(關谷勝利君) 現在のところにおきましては、この機帆船の操

同組合といふものは、形だけは極めて貧困なものがでておるのでありまするが、現在のような状態では到底それが、今までの帆船組合の実態ではなかと考へておるのであります。が、将らいろ／＼金融の関係或いは債務の關係、或いは木船運送法等、これが通をいたしまして、逐次経済上の秩序確立して参りまするとして、この組合といふやうなものが自然強固なものになつて来ると思ひますが、そういうふうな場合には何と申しますか、臣の勧告、勿論必要でありますよ。れども、この組合自体で自歿するよな方向に、そういうやうなものを勧めし、互いに自歿するようなところはつて行きたい、このように考えておます。

（ア）（イ）（ウ）（エ）（オ）（カ）（シ）（リ）（ス）（ル）（ル）（ル）（ル）（ル）（ル）

託しなければならない、こういうことになつておりますが、木船運航業者と言ひ、又木船回漕業者と申しましても極めて小規模、零細な事業者でありますので、従つて登録をいたしました場合において営業保証金を供託するといふことは、逆に考えますと、相当の資金的な問題としては、それだけ実は食われておるということにもなるのではないか。これは利用者側の債権の確保という点から言いましても、一つの方法であろうか、どれくらいい体木船回漕事業者から資金が一應供託局に預けられて、見送らなければならぬかといふことは、私よく存じませんけれども、恐らく数億円の額に達するのではないかと思うのであります。従つて今までの供託法上ではなか／＼自由にはならんと思いますが、折角これだけのまとまった資金がブールされるわけでありますので、何とか法制上の措置によつて、供託金を見返りとして融資の枠の設定をして行くというふうな方法によつて木船業界の助長に寄与する、こういうことを考えていいのではないか。

木船運送法案が今日審議されております場合において、助成という面から考えまして何らかの手を打つ必要があるんじゃないいか。こういう気がいたしましたので、この点について提案者並びに政府当局はどちらのお考えを持つておられるか、これを伺いたいと思います。

こういうふうに推察をいたしております。これだけの金もとよりこれが何と言いますか、運賃不払いの場合には優先的にその債権者が取り得るとありますので、大体絶えずそれだけのものが供託せられておると、こういふふうなことになりますので、業者からもその声が出て参りますて、何とかこれを木船運送業界のほうで使えるような方法を考えてもらいたいということで、目下どのようにすればそういうことができるかということを研究中でありますて、これは業者からの大きな声になつて出ておりますので、何とか善処いたしたいと思いまして、これは供託というふうなこと、何と申しまするか、國へ供託をいたしましたのではそういうふうなことができないというふうなことで、何かの形のものを作り上げて、そうしてそこへ供託して、それをそういうふうに助長すべき方向に流用するという方向に持つて行きたいので、やがて供託する場所と申しまするか、対象を変更するためのこの法の改正をお願いするようなことになるのではないかと考えております。

るということは不可能かと思つております。木船の実情から言ひますと、相当長期の資金でないと要望に副わなつてあります。その点只今提案者の上とも研究いたしまして、十分関係者の要望に副うようにいたしたい、かよう考へております。

ますが、先ほど申しましたように相手が当団体活動等も活潑になり得るようになりますが、状態になつた場合において、輸送の秩序を一層確保して行くという点から申しますと、むしろ更に進んで免許制となるほうが妥当ではないか、同時に運賃も免許制をとることによつて単純な標準運賃料金制でなしに、認可運賃料金制にまで進めて行くということによつて、事業そのものの向上をむしろ推進していくといふ政策と申しますが、行政の狙いもあつていいのではなかつて、事業そのものの向上をむしろいかと思うのですが、これらの点について将来どういうふうなお考えでございましょうか。

在してな影げ若るかとたは今・かさいるらき上さつは、うに貴純文を年秋は初

の機帆船に実施せられておりまする運賃といふものが非常に安い、それでは到底償却等も思ひもよらん、ただ燃料代或いは僅かの給料程度であるといふうことになつておりますので、非常にこれがまあ不當なものである、他のものに比較いたしまして非常に安いといふことになつておりますので、石炭運賃その他の荷主の販売価格等から比較いたしまして、これは吸収し得るものであつて、物価にはさしたる影響はないといふな考えを持つております。

○小酒井義男君 次にこの説明にもあるように、一ぱい船主であつて、こういうふうな今まで登録、届出といふような事務には非常に不慣な業者が多いと思うのですが、これの登録手続等については非常に船主として困るような問題ができて来ることはないかどうか、その点一つ……。

○衆議院議員(關谷勝利君) 不完全でありますけれども、現在各港々には組合といふものがありまするので、そういう方面で極力そういふうな便宜を図つて登録をさしたいと、こういうふうに考えております。又そういうふうにいたしますことが将来組合といふものを強固にいたしまする基礎なるものと、このように考えております。

○小酒井義男君 それからこの木船運送業を保護するといふ建前が非常に強く打出されておりまするが、業者に対する義務付けといいますか、そういうふうな問題、例ええば船の使用年限といいますか、こういった老朽船によるところの輸送、そうした運送の条件が非常に危険になるといふうこと

に対する一つの規則といふうことと立法されるときにお考えにならなかつたかどうか。

○衆議院議員(關谷勝利君) それは何と申しましたか、船舶安全法によりまして、四年ごとでありますか、それは検査することになつております。

○小酒井義男君 これは相当前の登録が始ることになるわけですが、海運局等で現在の人員でこれらの仕事を十分やり得るのか、或いは定員を殖やすといふよう必要な事が生まれて来るんじやないかと思ひます、そういう点はどうなんでしょう。

○衆議院議員(關谷勝利君) これは登録をいたしました最初の機会におきましては海運局の現在の人員では手不足であろうかとも考えますが、別に定員を殖やしてといふことも考えておりませんので、そこは何と申しますか、組合等におきまして適當の人員を出して援助するといふうな方法もしなければならないのではないか、このように考えております。

○小泉秀吉君 今のお話と少し関連するんですけれども、先般の海運局長の委員会でのお話によると、大体この登録その他のことをするために中央八人、地方に三十五、六人という増員が必要だというようなお話をいたしましたけれども、多分そうだろうと思うのですけれども、そうするとそれに対する予算といふようなものは本年度並びに平年度ならばどのくらい必要である、それから定員法の関係並びに予算のほうは七月以降三ヶ月間に減らされるわけになります。併しその三百名の人員はござります。併しその三百名の人員が予算といふようなことに対しても非常に施

用いたいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○小泉秀吉君 私は本案に賛成をするものであります。

○小泉秀吉君 私は本案に賛成をするものであります。

○小泉秀吉君 そうすると只今御説明によると、油の登録のほうは七月一日からやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 油の登録廃止によりまして約三百名の人員が減少すればなるべくやめになるが、その人員はやはり一応残つておるのだから、定員並びに予算のほうには今の段階ではこの法律が通つても実施上差支えないと了承していいのですか。

○政府委員(岡田修一君) 私もこの法案に賛成する第一点であります。

○岡田信次君 私もこの法案に賛成するものであります。いわゆるこの木船の理由の説明もありましたように、それから更にこの提案者からのいろいろ理由の説明もありましたように、現在行われておる回漕業者によつて、非常に零細な木船運航業者、特に一ぱい働いておるわけでございます。そういう二はいぐらしきや持つてお人の手を借りまして実施当時の繁忙

制定によりまして、木船の運送事業の経済的地位が向上する、或いは木船運航業者の立場が強化されるというふうになりますれば、我が国海陸輸送界、それ／＼の分野における輸送が増進され安定されまして、我が國の再建の上に役立つことは極めて大であろうと思ふ。こういう意味合いでおいて本法案に賛成するのでござりまするが、たゞ本案につきましては、なお多少微温的の感はありますけれども、当面の措置としては時宜を得たものと信じまして、本案に賛成するものであります。

○前之園喜一郎君 私も今日の段階においてはこの法案に賛成すべきものと存思います。ただ先ほど来各委員からも御質問がありましたが、その標準運賃ということは、やはり問題になるとと思うわけであります。先刻どなたからお聞きましたように、将来これには自動的に運賃を適正にきめて行くことになります。その点に特に留意せられて本案を運用をして行つて頂きたいと思ふ。その意味で賛意を表するということだけであります。

○委員長(山縣勝見君) 他に御意見あるようでありますから、討論は終結したものと認めてよろしうございますが。

ります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本会議におきます委員長の口頭報告、その他の手続等に關しましては、慣例によりまして委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと
認めます。
　なお本案を可とされましたかたは御
署名をお願いいたします。

岡田 信次
小泉 秀吉
高木 正夫
小酒井義男
高田 仁田 竹二
小野 哲
前之園喜一郎

○委員長(山縣勝見君) 次に航空法案を議題といたします。政府より大綱の説明を願います。

は自治的に運営を適正にきめて行くべき
いうほうには是正して行くということでは
なければいけないと考へるわけでありあり
ます。その点に特に留意せられて本案を
を運用をして行つて頂きたいと思いま
す。その意味で賛意を表するということ
とだけであります。

○委員長(山縣勝見君) 御異議ないと言えます。それではこれより採決に入ります。本案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

ものでござります。以下章を追つて御説明いたします。

第一章総則におきましては、この法律の目的と、この法律一般に通ずる主な用語の定義とを規定してあります。

第一条のこの法律の目的は、国際民間航空条約に準拠して、航空機の航行の

項、登録の変更及び登録の抹消等を規定したものであります。

次に第三章航空機の安全性の章におきましては、航空機の安全性を確保するためには必要な証明及び検査について規定しております。およそ航空機の完全性を確保し、以て貴重なる人命及び

れも航空機の航行の安全のための検査について定めたものでございます。

に、該簡の許可の際には公聴会を開くことといたしております。次に第四十九条の物件の除去の規定は、公共の用に供する飛行場の周辺には一定の物件の設置等を制限し、又はその除去を命じ得ることといたしておりますが、この場合土地又は物件の所有者に対しま

安全を図るための方法を定め、及び航空機を運航して営む事業の秩序を確立することによつて航空の発達を図ることにあるのであります。以下この法律案の各条項に規定しておりますことは、すべてこの目的的具体化されたものでござります。

財産についての損害を未然に防止いたしますことは、運輸行政の行わざるべからざる最小限であり又最大の眼目でありますことは論を待たないところでござります。特に最近においてもく星号の遭難は極めて遺憾な事例であります。して、今後再びかかることのないよう、運輸省といたしまして航空機の安全性の確保には万全を期する所存でございます。耐空証明につきましては、この法案の第十一条は、耐空証明を受けた航空機でなければ航空の用に供してはいけないことを規定しております。そこで、この耐空証明を行う場合には、航空機の強度、構造及び性能が一定の技術上の基準に適合するかどうかを検

ざいまして、この航空従事者になろうとする者に対しましては、一定の申請資格を必要といたしますと共に、航空従事者がこの法律に違反した場合等には航空庁長官は免許の取消又は業務の停止を命ずることができることとしたしております。次に航空従事者のうち航空機に乗組んで航空業務を行う者は、この法典では航空機乗組員と、こうあります。が、この航空機乗組員は、前に申上げました技能証明のほか、その身体的条件について第三十一条の航空機乗組員免許を受けなければならぬと共に、この資格に応する能力を保持させるために、免許に一定の有効期間を設けたのでございます。なお航空従事者の資格につきましては操縦士、航空士、航空機関士、航空整備士、航空通信士に大別し、これらを別に細分して規定してござります。

して損失を与えたときは、飛行場の設置者はその損失を補償し、又他方土地又は物件の所有者は、用益の制限による損失が生じたときは、土地等の買取を求める事ができる事といたしております。この規定は飛行場の設置者に飛行場の機能を発揮させると同時に、土地等の所有者に対しましてはその利益を十分保護せんとする規定でござります。その他第四十八条の許可の取消、第五十一条の航空障害燈の設置、第五十二条の類似螢火の制限、第五十三条の飛行場の使用料金の届出等の規定がございます。

次に第六章の航空機の運航の章におきましては、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附屬書として採択された標準方式及び手続に準拠いたしまして、航空機の運航の安全を保持するための必要な事項を規定しております。

第五十七条から第六十四条までの規定は、国籍の表示、航空機に備え付ける書類、救急用具、燃料等、航行する航空機に具備すべき要件を定めたものでございます。次に第六十五条から第七十六条までは、航空機に乗り組むべき者、携帯すべき書類、一定の飛行経験及び機長の資格並びに義務等、航空從事者が航空機の運航に従事するため必要な事項を規定したものであります。次に第七十九条から第九十八条までの規定は、飛行の禁止区域、最低安全高度、航空機の衝突予防、物件の投下の禁止及び爆発物の輸送禁止等、陸上における交通規則と同じように空中における航空機の航行規則を規定しております。

第七章、航空運送事業等の章におきましては、航空運送事業及び航空機使

用事業に関する規定を定めてございま
す。航空運送事業並びに航空機使用事
業につきましては、このような初期航
空事業の健全な発達を図り、以て当該
事業の秩序を確立する必要がございま
すので免許事業といたしております。
航空運送事業につきましては、定期航
空運送事業と不定期航空運送事業とに
分けて規定してございます。定期航空運
送事業は、その高度の公共性に鑑み
まして、路線ごとに、第一百条の運輸大
臣の免許を要することといたしてありま
まして、この免許を受けた定期航空運
送事業者は、第一百二条に規定する航空
機その他の施設について、航空厅長官の
検査を受けることになつております
す。又定期航空運送事業者の定める運
賃及び運送約款につきましては、利用
者の立場を保護する趣旨によりまして
第一百五条及び第一百六条の規定する運輸
大臣の認可を受けなければならないこ
とといたしております。次に当該事業
の公共性を確保するために、運輸大臣
は定期航空運送事業者に対しまして、
公共の福祉を阻害している事実がある
と認めるときは、当該事業の停止を命
じ、又は免許を取り消すことができるこ
とをいたしております。併し只今申上
げましたような行政処分を行う場合に
は、運輸大臣はすべて運輸審議会に諮
つて、その決定を尊重してこれを行わ
なければならぬとのあります。その他免
許事業の本旨から申しまして、当
該事業の貿易、譲渡、合併及び相続等
につきましては、運輸大臣の免許を受
けなければならぬことと規定してお
ります。次に第一百二十一条の不定期航
空運送事業は、主として軽航空機によ
る遊覧飛行等が考えられるのであります。

して、定期航空運送事業とは若干その性格を異にいたしておりますので、その安全性及び公益性を確保するために必要な限度において定期航空運送事業に關する規定を準用いたしております。次に航空機使用事業とは、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送量、魚群探見等の事業形態が予想されるのであります。当該事業につきましても、その安全性と公益性とを確保するためには必要な限度において定期航空運送事業に關する規定を準用している次第であります。

察、地方自治団体等の協力を得まして、その万全を期する所存でござります。
次に第十章の罰則の章におきましては、この法律の履行を担保するため必要な限度の罰則について規定しております。罰則は必要最小限度にとどめ且つ罪となる行為を明らかにして、本当に個人の自由を侵害することのないように留意して規定したのでございまます。

最後に附則におきましては、国内航空運送事業令の廃止に伴う経過措置いたしまして、同令に基く日本航空性会社及びノースウエスト航空会社の地位は、この法律施行後令で定めるまで、現在の地位をそのまま認めることにいたしております。又外国人の国際航空運送事業に關する政令の廃止に伴う経過措置いたしましては、同令の許可を受けて日本に乗入れていて、外国航空会社のうち、日本国との平和条約の第二十五条の連合国に屬するまにつきましては、日本国との平和条約第十三条(b)項の規定に基いて、この法律施行後四年間、その他の者につきましては、一年間は認めることとしている次第でございます。その他運輸業法及び関係法律の改正についても設置法及び関係法律の改正についても定しております。

以上で航空法案の概要についての御説明を終ります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(山縣勝見君) 本案に關しましては口今大綱の説明がありましたが、航空法案の要綱が皆さんのお手元にありますけれども、できれば条文による对照によつてもつと検討のしやすくなる文書を頂戴して、次回までに

○委員長(山縣勝見君) 只今朗読されました
が、如何でございましょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(山縣勝見君) 只今朗読され
ましたが、一向にわからんので、もう一
少し各条文と対照した親切なものを頂
戴した上で検討いたしたいと思いま
す。
それでは本日はこれから請願陳情に
移りたいと思います。速記をとめて下
さい。
午後三時四十分速記中止

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて
下さい。本日はこれにて散会いたしま
す。

午後四時十分散会

10